

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 外債 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6 月25日
【発行者の名称】	韓国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of Korea)
【代表者の役職氏名】	黄 基淵 (Ki-Yeon Hwang) 銀行長 (Chairman and Chief Executive Officer)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善 弁護士 海江田 光
【住所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03)6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善 弁護士 海江田 光
【住所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03)6438-5511
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	売出し
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (2026年 7 月 3 日) から 2 年を経過する日 (2028年 7 月 2 日) まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【売出要項】

未定

2【利息支払の方法】

未定

3【償還の方法】

未定

4【元利金支払場所】

未定

5【担保又は保証に関する事項】

未定

6【債券の管理会社の職務】

未定

7【債権者集会に関する事項】

未定

8【課税上の取扱い】

未定

9【準拠法及び管轄裁判所】

未定

10【公告の方法】

未定

11【その他】

未定

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の韓国における法律顧問である法務法人 律村から次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- 1．発行登録書の関東財務局長に対する提出は、大韓民国の法律に従って、発行者により適法かつ有効に授権されている。
- 2．発行登録書の関東財務局長に対する提出は、1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）または大韓民国のその他の法律のいかなる規定にも違反しない。

第5【その他の記載事項】

未定

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[自 2025年1月1日 至 2025年12月31日]	2026年6月24日 関東財務局長に提出
会計年度	[自 2026年1月1日 至 2026年12月31日]	2027年6月30日までに 関東財務局長に提出予定
会計年度	[自 2027年1月1日 至 2027年12月31日]	2028年6月30日までに 関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国者臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし